



茨人委第 64号

平成 21 年 5 月 15 日

茨城県議会議長 葉 梨 衛 殿

茨城県知事 橋 本 昌 殿

茨城県人事委員会

委員長 江橋 湖三郎

職員の期末手当等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第 8 条及び第 14 条の規定に基づき、職員
の期末手当等について別紙第 1 のとおり報告し、併せて、期末手当等
の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

別紙第1 報 告

1 平成21年6月に支給する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する特例措置

(1) 特別給改定についての基本的考え方

職員の給与に関する条例の適用を受ける本県職員の特別給（期末手当・勤勉手当等）については、例年5月から行う職種別民間給与実態調査において、前年の8月からその年の7月までの1年間に民間事業所で支払われた特別給の実績を精確に把握し、支給割合に換算した上で、これを職員の特別給の年間支給月数と合わせることできている。本年においても、職員の特別給については、例年どおり過去1年間において民間事業所で支払われた特別給の実績を支給割合に換算して比較を行い、必要があればその改定を勧告することとなる。

(2) 人事院の夏季一時金に関する特別調査の実施及び人事院勧告について

本年の民間企業における夏季一時金の決定状況は、公表された民間労使の資料によると、全体としてみると、大幅な前年比マイナスとなることがうかがえたことから、人事院は、例年の職種別民間給与実態調査とは別に、緊急に民間の一時金の支給状況を把握する必要があると考え、臨時に民間企業における夏季一時金に関する特別調査を実施したところである。

人事院は、特別調査の結果等を踏まえて、6月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合を一般職員で0.20月分を凍結し、合計1.95月分とするなどを勧告したところである。

なお、人事院は、今回の特別調査が、短期間のうちに通常の職種別民間給与実態調査とは異なる抽出方法を用いたことなどから不確定要素があり、現段階で従業員割合で約8割の企業において夏季一時金が未定となっている状況などをみると、本年の夏季一時金の全体状況を精確に把握することができないことから、暫定的な措置として6月期の特別給の支給月数の一部を凍結することが適切と考え、勧告したものである。

(3) 特例措置の実施及びその内容

職員の特別給の年間支給月数については、(1)に述べたとおり、従前からの方法による民間との比較に基づいて改定の要否を検討することが基本である。

しかしながら、急速な景気の悪化による民間企業の夏季一時金の減少を踏まえ、社会一般の情勢に適応させるため、本委員会としては、人事院勧告に準じた特例措置を講ずることが適切であると考え。

なお、人事院勧告に準じる理由は、次のとおりである。

- ・ 本県の民間の特別給は、従来から全国の民間の特別給の傾向とほぼ同様な傾向にあること。
- ・ 本県に所在する民間企業の本年の春闘妥結状況をみても一時金は、昨年と比較して大幅に減少している傾向にあること。
- ・ 今回は、暫定措置であり、例年行っている職種別民間給与実態調査において、昨年冬期の一時金を含め調査を行い、改定の可否を秋に決定すること。

2 医療大学の学長の職にある職員の特別給の改正

国においては期末特別手当の支給対象者である指定職俸給表の適用を受ける職員の特別給について、勤務実績を反映させる仕組みを導入することから、本県においても同手当の支給対象者である医療大学の学長（以下「学長」という。）の職にある職員について人事院勧告の内容に準じて改正する必要があると考える。

別紙第 2 勸 告

本委員会は、報告に述べた見解に基づき、職員の給与に関する条例(昭和 27 年茨城県条例第 9 号)、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 15 年茨城県条例第 6 号)及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成 13 年茨城県条例第 9 号)を次のとおり改正するよう勧告する。

なお、本委員会は、I の 4 の措置について、民間における特別給の支給状況を調査し、別途、勧告することとする。

I 平成 21 年 6 月に支給する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する特例措置に係る改正

- 1 平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合は、職員の給与に関する条例第 22 条第 2 項及び第 3 項並びに第 22 条の 4 第 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める月数分とすること。
 - (1) (2)に掲げる職員以外の職員 1.25 月分(特定幹部職員にあつては、1.1 月分)及び 0.7 月分(特定幹部職員にあつては、0.85 月分)
 - (2) 再任用職員 0.7 月分(特定幹部職員にあつては、0.6 月分)及び 0.3 月分(特定幹部職員にあつては、0.4 月分)
- 2 平成 21 年 6 月に支給する学長の職にある職員の期末特別手当の支給割合は、職員の給与に関する条例第 22 条の 5 第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、1.45 月分(再任用職員にあつては、0.75 月分)とすること。
- 3 平成 21 年 6 月に支給する地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成 14 年法律第 48 号)第 3 条第 1 項又は地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成 12 年法律第 51 号)第 3 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員の期末手当の支給割合は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 9 条第 2 項又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第 6 条第 2 項の規定により読み替えて適用する職員の給与に関する条例第 22 条第 2 項の規定にかかわらず、1.45 月分とすること。
- 4 本来平成 21 年 6 月に支給すべきものとして職員の給与に関する条例に定められている期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給割合と 1、2 及び 3 による期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給割合との差に相当する

支給割合の期末手当，勤勉手当及び期末特別手当の取扱いについて，必要な措置を講ずること。

II 学長の職にある職員の特別給の改正

- 1 学長の職にある職員に対し，期末手当及び勤勉手当を支給すること。
- 2 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.75月分及び0.9月分（再任用職員にあっては，それぞれ0.4月分及び0.5月分）とすること。
- 3 学長の職にある職員に対して支給する勤勉手当の総額は，各任命権者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の85（再任用職員にあっては，100分の45）を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。
- 4 期末特別手当は廃止すること。

III 改定の実施時期

- Iの改定は，この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。
- IIの改定は，速やかに実施すること。